

# 全住済業務季報

## MUFIS REPORT

2024.5

### Contents

#### 令和5年度第2回定例理事会報告

令和6年度事業計画及び収支予算について .....	1
令和6年能登半島地震の災害に係る住宅災害見舞金総額の上限額の撤廃について .....	2

#### 住宅災害見舞金のお手続き

令和6年能登半島地震の災害について .....	3
-------------------------	---

<栃木・宇都宮フォーラム>及び<兵庫・姫路フォーラム>開催について .....	4
---	---

令和6年度住宅防火補助事業について .....	4
-------------------------	---

#### 機構の動き

会員異動状況・被災報告 .....	5
-------------------	---

#### INFORMATION（機構からのお知らせ）

総会参考書類等の電子提供措置について 等 .....	6
----------------------------	---

編集後記 .....	6
------------	---

「MUFIS」は当機構の英訳文の「The Mutual Fire Insurance System for Public Housing」の略称です。

# 令和5年度第2回定例理事会報告

## ○第2回定例理事会(開会: 14時00分)

令和6年3月26日(火)、東京都千代田区平河町「ルポール麹町」において、令和5年度第2回定例理事会を開催いたしました。理事及び監事が出席(14名)し、以下の事項について審議及び報告が行われました。議案については審議の結果すべて原案どおりに可決されました。

### (1) 議案

- ① 令和6年度事業計画について
- ② 令和6年度収支予算について
- ③ 令和6年能登半島地震の災害に係る見舞金総額の上限額の撤廃について
- ④ 役員等改選に伴う候補者の選任方法について
- ⑤ 公益社団法人全国公営住宅火災共済機構就業規則に関する規程及び公益社団法人全国公営住宅火災共済機構給与規程の改正について

### (2) 報告事項

公益社団法人全国公営住宅火災共済機構財産管理規程第3条第3項に基づく元本保証のない金融商品の運用報告について



第2回定例理事会の様子

(閉会:15時30分)

## ～令和6年度事業計画及び収支予算について～

令和6年度の事業計画及び収支予算について、ポイントは以下のとおりです。詳細は、下記リンク先「令和6年度事業計画及び収支予算の全文」からご確認ください。

### ○事業計画における令和6年度の主な取組は、

- ・令和6年1月1日に能登半島地震が発生しました。復旧・復興を支援するため、住宅災害見舞金総額の2億円の上限は適用しないこととする(P2参照)とともに、被害額が判明したのものから順次見舞金を請求いただけるようにする(P3参照)などにより、被害を受けた会員の皆様への迅速な支払い等に努めます。(事業計画の項目3参照)
- ・令和6年度においては、住宅の再建築費の上昇などを踏まえ、10パーセント程度標準単価の引上げを行います。昨年からの会員の皆様にお知らせし、ご理解いただけるよう努めてまいりましたが、これを踏まえた火災共済掛金や火災共済給付金等の共済事業費など、令和6年度収支予算を作成いたしました。なお、引き続き新規会員の確保、付保率の向上、未加入住宅の加入促進など、共済基盤の拡大への取組も推進していきます。(事業計画の項目1, 2, 3, 6参照)
- ・令和6年度もコミュニケーションネットワークの一層の強化に取り組みます。地域におけるフォーラムについては、令和6年10月に栃木県宇都宮市で、11月に兵庫県姫路市で開催いたします。多くの皆様のご参加をお願いしたいと思います。また、これまでフォーラム等で会員の皆様などからいただいた意見等へのフィードバックの観点から、防火活動支援事業の取組事例や、落雷や凍結の被害内容、修復経費等を整理した資料を作成し、会員の皆様への情報提供に努めてまいります。また、公営住宅における孤独死及び残置物処理等について、情報の共有に向けた事例の調査等を行います。(事業計画の項目5, 7, 8参照)

○このような事業計画も踏まえつつ策定した収支予算については、

- ・令和6年度の収益は、火災共済掛金の標準単価の引上げ等による増を含めて12億9,500万円と見込むなど、合計で14億1,750万円とし、前年度比1億1,970万円増としています。
- ・令和6年度に発生する費用について、共済事業費は、最近の執行状況も踏まえ火災共済給付金、復興建築助成金、住宅災害見舞金の3事業で7億1,700万円とし、会員の皆様に対する機構の責任を適切に果たすべく、前年度比では6,800万円の増としています。共済事業費のうち住宅防火補助金は、1億円の予算としています。
- ・必要な人件費、管理費等に加え、共済掛金の10パーセントの異常危険準備金の繰入を合わせ、令和6年度の費用の合計は14億1,150万円とし、法人税等を加味した当期一般正味財産増減額は、115万円の増となっています。なお、住宅災害共済事業会計の当期一般正味財産増減額は△2,063万円で、公益目的事業の収入は費用を超えておらず、公益法人に求められる財務三基準の収支相償を満たしています。(発生ベースの令和6年度予算比較表、収支予算書内訳表の住宅災害共済事業会計参照)

※令和6年度事業計画及び収支予算の全文はこちら

### ～令和6年能登半島地震の災害に係る住宅災害見舞金総額の上限額の撤廃について～

令和6年能登半島地震により被災された会員の皆様に、心よりお見舞い申し上げますとともに、被災地の一日も早い復旧・復興をお祈り申し上げます。

当機構の住宅災害見舞金は、原則として1災害に係る被災会員全体の見舞金の上限額を2億円とし、これを超えるときは、2億円の範囲内で按分してお支払いすることになっていますが、1災害による被害が甚大で、多数の会員のためやむを得ない事情があると判断したときは、理事会の決議により、見舞金総額の制限を適用しないことが出来ることとなっており、これまで東日本大震災等の災害に適用してまいりました。

当機構といたしましては、令和6年能登半島地震で被害を受けた会員の皆様に少しでも早く見舞金をお届けし、復旧・復興にお役立ていただきたいと考え、令和6年能登半島地震に係る住宅災害見舞金交付事業の取扱いについて、令和6年3月26日開催の第2回定例理事会の議決を経て次の対応をとることを決定いたしました。

『令和6年能登半島地震の災害については、

**被災会員全体の見舞金総額を2億円とする制限は適用しません**』

これにより、見舞金の支払を保留することなく、また減額することなく、算定表に定める額(1会員最大2,000万円)を交付いたします。

注:被災住宅等の付保率が65%未満の場合は見舞金額が付保率に応じて減額されます。

今回の議決により、令和6年能登半島地震について見舞金総額の確定を待つことなく、また減額することなく、順次、見舞金を交付することが可能となりました。今後は申請いただいた案件から速やかに見舞金のお支払いをして参ります。

お手続きに関しては次頁をご参照ください。

※「令和6年能登半島地震の災害に係る見舞金の取扱いについて」はこちら

◆被災状況 令和5年度末時点で、機構で把握した被災会員は以下の通りです。

新潟県内…5会員、富山県内…3会員、石川県内…8会員、岐阜県内…1会員、  
三重県内…1会員、滋賀県内…1会員、京都府内…1会員 合計20会員

# 住宅災害見舞金のお手続き

～令和6年能登半島地震の災害について～



## ◆手続きの流れ ～被災報告→交付申請→見舞金決定→見舞金送金まで～

見舞金については、通常は1つの災害の全ての被害概算額が判明した後にご申請をいただいておりますが、令和6年能登半島地震に係る見舞金については、被害概算額が判明したものから順次見舞金の申請が行えることといたします。早急な支払いを希望される会員におかれましては、ご相談いただけますようお願いいたします。

(例)①200万円の被害概算額が判明し申請した場合→125万円の見舞金を交付

②その後、別の100万円の被害概算額が判明し申請した場合→総額300万円の被害に対する見舞金160万円から支払済みの125万円を控除した35万円を交付

【お問い合わせ先】事業部 tel:03-3501-9497 mail:jigyoun@kojukyo.or.jp

### (1)被災報告のお手続きをお願いいたします。※①もしくは②どちらか選択可

①オンライン申請システムから入力→送信

②被災報告書(別記様式9)を機構HPからダウンロード、必要事項を記載しメールまたはFAX送信

### (2)交付申請のお手続きをお願いいたします。※①もしくは②どちらか選択可

①オンライン申請システムから入力→送信→住宅災害見舞金交付申請書(別記様式10)(公印付)のみ郵送

添付書類(※下記ロ～ニ)については、オンライン申請システム上にアップロードすることができます。交付申請書と災害状況調書はシステムから帳票印刷することができます。

②住宅災害見舞金交付申請書と住宅災害状況調書(別記様式11)を機構HPからダウンロード、必要事項を記載し添付書類(※ロ～ニ)と一緒に郵送

(※)住宅災害見舞金交付申請書 添付書類

イ 住宅災害状況調書(オンライン申請システムの場合は添付不要です)

ロ 被害概算額見積書

(修復工事の内容が確認できる明細のある修復経費見積書など)

ハ 住宅の状況を示す図面

(被災箇所を印をつける等被災箇所を明示した立面図または平面図)

ニ 被災状況を示す写真

(被災状況が確認できるカラー写真またはカラーコピー)

交付申請書受理から30日以内に「内容審査→見舞金決定→通知→見舞金送金」の流れになります。

別記様式のダウンロードはこちら

事務処理マニュアルはこちら

## ○<栃木・宇都宮フォーラム>及び<兵庫・姫路フォーラム>開催について

標記フォーラムを下記のとおり開催いたします。本フォーラムは、安心安全な公営住宅等を共に支えていく共助の理念を会員相互で共有するため、コミュニケーションネットワークの一層の強化に向けた取組のひとつとして実施するもので、今年度は栃木県宇都宮市と兵庫県姫路市で開催いたします。

(参加費は無料です。)

	栃木・宇都宮フォーラム	兵庫・姫路フォーラム
日付	令和6年10月7日(月) 令和6年10月8日(火)	令和6年11月21日(木) 令和6年11月22日(金)
会場	ライトキューブ宇都宮	ホテルモントレ姫路
申込締切	令和6年9月16日(月)	令和6年10月31日(木)
講演	<p>●<u>公営住宅の現在とこれから</u></p>  <p>伊藤 明子 氏 (公財)住宅リフォーム・紛争処理支援センター顧問、前消費者庁長官、元国土交通省住宅局長)</p>	<p>●<u>DX：地方創生と働き方改革の視点から</u>&lt;会員報告を踏まえた対談形式&gt;</p>  <p>山田 啓二 氏 (京都産業大学法学部教授・理事長、公益財団法人 京都文化財団理事長、前京都府知事)</p>  <p>井上 裕美 氏 (日本IBM(株) 取締役、日本IBM デジタルサービス(株) 代表取締役社長)</p>
	<p>●<u>少子高齢化時代の地域住宅政策</u> (仮題)</p>  <p>中川 雅之 氏 (日本大学経済学部教授)</p>	<p>●<u>歴史と文化のまちづくり</u></p>  <p>内田 俊一 氏 (元内閣府事務次官、初代消費者庁長官、国立京都国際会館館長)</p>

※内容・時間は変更になる場合がございます

詳しい内容の確認及び出席を希望される場合はこちら

## ○令和6年度住宅防火補助事業について

令和6年度住宅防火補助事業の申込を6月初旬より開始します。

本年度から事務の簡素化により補助基準に補助単価を定める補助対象(消火器・消火器格納箱・住宅用火災警報器・ガス警報器)は補助申請時の見積書の添付を原則不要とし、事業利用の利便性を向上させる予定です。

補助事業申請の提出期限は令和6年7月10日(水)必着となります。事業利用をご希望の際はご注意ください。

この他に、令和3年より導入しました防火活動支援事業については、7月初旬に実績事例をまとめた事例集をホームページ等にて掲載する予定です。事例集では自治会の活性化、他部局との連携など防火活動支援事業のご活用の参考となる事例をご紹介します。今後のご検討にお役立てください。

詳しくは6月初旬に郵送いたします「令和6年度住宅防火補助要綱」をご覧ください。

## 会員異動状況

令和5年度末の会員数は697となっています。

区分	令和4年度末	令和5年度 4月～3月期		令和5年度末
		加入	退会	
都道府県	47	0	0	47
市区	300	3	2	301
町村	350	0	1	349
合計	697	3	3	697

## 令和5年度被災報告（令和6年1月～3月）

### 1 火災共済給付金被災報告

原因		火災	落雷
報告件数	令和6年1月～3月	21 (17)	4 (1)
	前年同期	25 (19)	4 (1)

※ ( ) は当年1月～3月に発生した火災等の報告件数

#### 【火災 🔥】

報告件数は21件で昨年同期(25件)より4件減少しましたが、住戸が全焼する大規模な火災は昨年同期と同じ12件となっています。

#### 【落雷 ⚡】

報告件数は4件で昨年同期と同じでした。最も大きな被害は受水槽設備の故障(修復経費50万円超)でした。

例年、これから夏場にかけては火災の発生が少ない傾向にあります。しかし、煙草の不始末やろうそくの火の消し忘れ等、人の過失による火災は時期を問わず起こりえますので引き続き注意が必要です。また、最近ではトラッキング現象やショートが原因と疑われる電気火災が度々報告されております。会員の皆様におかれましても入居者に対して、「たこ足配線を避けること」、「コンセントやプラグを定期的に清掃すること」、「不必要なプラグは抜くこと」等の呼びかけを行っていただきますよう改めてお願い申し上げます。

### 2 住宅災害見舞金被災報告

災害原因		台風	強風	水害	雪害	地震	その他
報告件数	令和6年1月～3月	8 (0)	12 (7)	1 (0)	4 (4)	12 (12)	6 (3)
	前年同期	17 (0)	7 (5)	2 (0)	12 (3)	1 (0)	35 (32)

※その他＝不法行為・車両衝突

※ ( ) は当年1月～3月に発生した災害の報告件数

#### 【地震】

令和6年1月1日に発生した令和6年能登半島地震の報告件数は12件でした。報告をいただいていない場合でも、随時受付いたしますのでご相談ください。

被害内容は主に建物の基礎・外壁・内壁のクラックや給水管・ガス管等の破損です。入居者の家具が転倒して窓ガラスが割れるなどの被害も対象になります。ただし、団地敷地(例えば駐車場)のアスファルトクラックやブロック塀・門などの工作物の被害は対象外となりますのでご注意ください。

【お問い合わせ先】事業部 tel:03-3501-9497 mail:jigyou@kojukyoo.or.jp

※被災報告一覧はこちら(会員専用サイトに掲載)

# INFORMATION

## 1 令和6年度の会議予定

- 第1回定例理事会 令和6年5月28日(火)、ホテルルポール麹町
- 定時総会 令和6年6月24日(月)、KKRホテル東京
- 第1回臨時理事会・運営協議会 令和6年6月24日(月)、KKRホテル東京
- 第2回臨時理事会 (令和6年11月)
- 第2回定例理事会 (令和7年3月下旬)

## 2 令和6年6月の総会から総会参考書類等の電子提供措置が始まります

令和6年度定時総会の総会参考書類等は、5月下旬に当機構ホームページの会員サイトに掲載する予定です。掲載した際は、ホームページの「お知らせ」欄に記載するほか、当機構のオンライン申請システムにログインする際のIDとして登録されている電子メールアドレス宛てにお知らせをお送りします。

### ①総会参考書類等の電子提供措置について

以下の事項についてご確認をお願いします。

- 議決権行使担当課の確認  
議決権行使担当課はこちら (<https://www.kojukyo.or.jp/members/pages/page/about/generalmeetingreports.html>) の「会員名簿」でご確認ください。
- 議決権行使担当課の電子メールアドレスの確認  
当機構オンライン申請システムに登録の電子メールアドレスをご確認ください。

- ・議決権行使担当課の電子メールアドレスに変更がある場合は、オンライン申請システムから変更をお願いします。
- ・議決権行使担当課の変更、議決権行使担当課の電子メールアドレスの登録、その他ご質問等についてはこちら (<https://forms.gle/1Wn5KPVBEf5Z19ev5>) から連絡をくださるようお願いいたします。

### ②総会招集通知について

総会招集通知は、書面で総会の2週間前までに発送します。今回から総会参考書類等は同封しませんが、当分の間、議決権行使書面等一部の書類を送付します。

なお、これまで会員の皆様に印刷物にて提供して参りました「会員名簿」につきましては、今回からホームページへの掲載に替えさせていただきますので、ご理解くださるようお願いいたします。

### ③総会参考書類等の書面交付請求について

令和6年度定時総会の総会参考書類等の書面交付を希望する場合は、ホームページ会員サイトの総会参考書類等(電子提供) (<https://www.kojukyo.or.jp/members/pages/page/about/generalmeetingreports.html>) に掲載されている「書面交付請求申出書(様式1)」に必要事項を記載し、押印のうえ、当機構に令和6年5月29日(水)までに必着するよう郵送してください。

## 編集後記

当機構では令和6年4月に新卒者を2名採用しました。学生から社会人へと環境が変化する中で、2人とも不安が多いと思いますが、昭和生まれの私は、自分の子供達よりも若いこの2人にどのように接すればよいかとても不安でした。Z世代との接し方について調べたり、考えたりもしましたが、最終的には誠実に向き合ってコミュニケーションをとるしかないという結果に至りました。いつの時代でもコミュニケーションは大事だと考えさせられます。

当機構は今年も「地域におけるフォーラム」を開催いたします。フォーラムを通じてコミュニケーションを深め、より良い共済制度にしていきたいと考えておりますので、多くの皆さまのご参加をお待ち申し上げます。

(W.Y)

## 全住済業務季報 (MUFIS REPORT) 2024.5

令和6年5月発行 / No.211

発行：公益社団法人全国公営住宅火災共済機構

〒105-0001 東京都港区虎ノ門2丁目3番17号 虎ノ門2丁目タワー21階  
TEL 03(3501)9479 FAX 03(3501)6914  
<https://www.kojukyo.or.jp> E-mail [kjk@kojukyo.or.jp](mailto:kjk@kojukyo.or.jp)

編集協力：SEI ビジネスクリエイティブ株式会社

## 会員の皆様へ

火災や自然災害により被害を受けた場合には、速やかに「被災報告書」のご提出をお願いいたします。

	対象事業	書式*	方法(共通)
火災	火災共済給付金	別記様式6	①オンライン申請システムによる送信 ②E-mailまたはFAXによる送信
自然災害	住宅災害見舞金	別記様式9	

※書式は機構ホームページよりダウンロード可能

<https://www.kojukyo.or.jp/pages/page/business/rulelist.html>



※手続きの詳細につきましては、機構発行の「共済事業の事務処理マニュアル」をご覧ください。

最新版は機構ホームページ(会員ページ)にて掲載しております。

<https://www.kojukyo.or.jp/members/pages/page/manual/>



<問い合わせ先:事業部>

T E L:03-3501-9497

F A X:03-3501-6914

E-mail:jigyou@kojukyo.or.jp



<交通のご案内>

地下鉄日比谷線「虎ノ門ヒルズ」駅下車 徒歩3分

地下鉄銀座線「虎ノ門」駅下車 徒歩5分



公益社団法人全国公営住宅火災共済機構

〒105-0001 東京都港区虎ノ門2丁目3番17号 虎ノ門2丁目タワー21階

TEL 03-3501-9479(総務部)・9497(事業部)・9498(企画調査部)

FAX 03-3501-6914

<https://www.kojukyo.or.jp> E-mail:kjk@kojukyo.or.jp

公営住宅 火災共済

検索

